令和３年９月10日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局長

〒730-8511広島市中区基町10-52

産業廃棄物対策課

「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための

集中的な対策について（依頼）

平素から，県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

令和３年９月９日，新型コロナウイルス感染症の感染状況が依然として高い水準にあることから，本県を対象区域に含む緊急事態宣言の延長が決定されました。

本県では，感染の再拡大や医療提供体制のひっ迫を回避し，重症者・死亡者の発生を最小限に抑えるため，別紙のとおり「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策に取り組むこととしました。

つきましては，緊急事態措置として，新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項及び第45条第２項に基づき，別紙のとおり，イベント等の開催制限及び施設の使用制限等への協力を要請します。

あわせて，各事業者におかれましては，「緊急事態措置」の実施期間延長に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中的な対策に基づき，感染拡大防止対策を徹底していただきますよう，よろしくお願いします。

また，このことついて，貴団体の構成員の皆様に周知してください。

担当　適正処理グループ

電話　082-513-2963（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（担当者　桑原）